

## サークル・部活動等における新型コロナウイルス感染症対策 ガイドライン（行動制限・施設利用制限コード：レベル1）

学生支援ディレクター

### 1. 基本的な注意事項（団体の構成員一人一人が徹底すること）

- ① 検温：事前に必ず検温を行う。37.5℃以上ある場合、家族等同居人が発熱等の症状がある、または濃厚接触者（疑いを含む）がいる場合は、参加不可とする。
- ② マスク着用：原則、活動中はマスクを着用し、不織布マスクを推奨する。
- ③ ソーシャル・ディスタンス：屋内外問わず、人との距離を2m程度に保つ。特に屋外でマスクを外している場合、大声や会話を控える。
- ④ 調理・飲食：活動中の調理・飲食は水分補給のみ許可とする。なお、活動前後の会食はせず、速やかに解散する。
- ⑤ 学外活動と宿泊：感染防止対策が確認できない活動、また合宿等の宿泊を伴う活動は禁止とする。
- ⑥ 部室棟・学生ホール等：楽器や機材、道具等の搬出入に限り許可する。部室および学生ホール、音楽練習室、スタジオの使用や滞留は禁止とする。

### 2. 活動が可能な団体、参加者

- ① 本学のサークル・部活動団体、もしくはサークル・部活動の立ち上げを検討しているグループや自主学習を目的としたグループなどの活動も認める。
- ② 参加者は、本学在学学生及び卒業生を対象とし、卒業生以外の学外者は当面認めない。

### 3. 許可の取り消し・活動休止など

- ① 許可の取り消し  
団体が感染防止対策を徹底していなかった場合や活動報告書を提出しなかった場合、活動許可を取り消すことがある。
- ② 参加者から感染者および濃厚接触者が出た場合、速やかに学生支援室へ報告し、活動を休止させる。また、活動に参加していた参加者は2週間の自宅待機とする。
- ③ 新型コロナウイルス感染拡大等により、大学が必要と判断した場合、サークル・部活動の全面禁止を行う場合がある。